

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

福島県内の児童養護施設等に入所中、又はこれらを退所した方、並びに里親等に委託中、若しくは委託を解除された方に対して、自立を支援するための資金貸付を行います。

※「児童養護施設等、里親等」とは次のとおりです。

○児童養護施設等	児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業
○里親等	里親、ファミリーホーム

1 貸付対象者

(1) 生活支援費

県内の児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、大学や高等専門学校等に在学する方（進学者）。

(2) 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方（就職者）。

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方（資格取得希望者）。

2 貸付金額

- | | |
|-------------|--|
| (1) 生活支援費 | 月額 50,000 円（大学等に在学する期間） |
| (2) 家賃支援費 | 1 月あたりの家賃相当額（居住地の生活保護制度住宅扶助額が限度）
（進学者は大学在学期間、就職者は退所・委託解除後 2 年が限度） |
| (3) 資格取得支援費 | 上限 250,000 円（実費） |

3 貸付利子 無利子（ただし、期限までに返還されない場合の延滞利子は年 5%）

4 返還免除要件（次の要件で貸付金額が全額返還免除となります）

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 進学者 | 大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、5 年間継続勤務 |
| (2) 就職者 | 就職した日から 5 年間継続勤務 |
| (3) 資格取得希望者 | 就職した日から 2 年間継続勤務 |

5 申請方法

児童養護施設長等または里親等から各児童相談所長を経由して、里親等委託解除者は各児童相談所長を経由して、福島県社会福祉協議会に申請書類を提出していただきます。
（連帯保証人必要）

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課（児童貸付担当）

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 1 1 1 番地

電話:024-573-8200 FAX:024-573-8201

〈E-mail ｱﾄﾞﾚｽ〉 jidou@fukushimakensyakyo.or.jp

〈HP ｱﾄﾞﾚｽ〉 <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>